

別記様式第17号の次に次の1様式を加える。
別記様式第17号の2

勸 告

熊 公 第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の
9第2項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

1 勧告事項

2 勧告の理由

備考 本件に関する問い合わせは、熊本県警察本部生活安全企画課まで。

別記様式第19号の次に次の2様式を加える。
別記様式第19号の2

熊本県公安委員会連第 号

営業停止命令書

住 所

氏 名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の
2の営業（特定性風俗物品販売等営業）は、次の理由によって
年 月 日から 年 月 日まで 日間
その営業（同法第2条第6項第5号の政令で定める物品を販売し、
又は貸し付ける部分に限る。）を停止する。

年 月 日

熊本県公安委員会 

理 由

別記様式第 1 9 号の 3

熊本県公安委員会連第 号

広告物等措置命令書

住 所

氏 名

熊本県少年保護育成条例 (昭和 4 6 年条例第 3 0 号) 第 1 2 条
 の 1 0 第 1 項の規定に基づき、次のとおり措置を命令する。

1 措置事項

2 命令の理由

3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会



この処分について不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) 第 4 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に熊本県公安委員会 (事務取扱 熊本県警察本部生活安全企画課) に対し不服申し立てができます。

別記様式第 2 1 号の次に次の 3 様式を加える。
 別記様式第 2 2 号

※受理年月日

※受理番号

自動販売機による利用カード販売届出書

熊本県少年保護育成条例第 1 2 条の 5 第 1 項の規定により届出をします。

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

自動販売機による利用カード販売より販売を行う者	(ふりがな)		
	氏名又は名称		
住所等	住 所	〒 ()	() 局 番
	代表者の氏名 (法人の場合)		
自動販売機の設置場所及び名称			
自動販売機による販売の開始予定年月日			
自動販売機の機種			
販売する利用カードに係るテレホンクラブ等営業の名称又は呼称及び電話番号			

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第23号

年 月 日 届出 第 号 表 示 票	
(ふりがな) 自動販売機により利用 カードを販売する者 の氏名又は名称
自動販売機により利用 カードを販売する者 の住所等	〒 () 局 番 ()
(ふりがな) 自動販売機により利用 カードを販売する者 が法人にあっては、名 その代表者の氏名
自動販売機の 設置年月日	年 月 日

別記様式第24号

	※受理 年月日	※受理 番号	自動販売機による利用カード販売 届出事項変更 届出書 熊本県少年保護育成条例第12条の5第3項の規定により届出をします。 年 月 日 熊本県公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所
自動販売機に利 用カードを販売 する者	(ふりがな) 氏名又は名称	〒 () 局 番 ()	
自動販売機の設置 場所及び名称	(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	
自動販売機の機種 変更・廃止年月日	年 月 日	年 月 日	
変更事項 変更・ 廃止の 事由	新	旧	

備考
 1 ※印欄には、記載しないこと。押印することに代えて、署名することができる。
 2 申請者は、氏名を記載し及び住所を記載し、横線で消すこと。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 5

附 則
この規則は、平成 14年4月1日から施行する。

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第六号

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則

熊本県立学校管理規則（昭和三十三年熊本県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（連携型高等学校の教育課程）

第六条の二 次の表の上欄に掲げる学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十七条の四の規定により、同表下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、連携型中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、前条の教育課程を編成することができる。

連携型高等学校	連携型中学校
熊本県立小国高等学校	小国町立小国中学校
	南小国町立南小国中学校
熊本県立天草高等学校天草西校	天草町立天草中学校

2 連携型高等学校は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。
第二章第三節を第四節とし、第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 学校評議員

（学校評議員）

第七条の二 学校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、委員会が委嘱する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（司書教諭）

第十五条の二 学校に、司書教諭を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 司書教諭は、教諭の中から委員会が命免する。

3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する専門的職務をつかさどる。
第十八条第三項ただし書中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「監視」を「巡視」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第七号

熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年熊本県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十二日
發行所 熊本
印刷 熊本

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六一二八六一三三



古紙配合率100%